

## 地方独立行政法人秋田県立病院機構における病院事業のあり方検討支援業務仕様書

### 1 委託業務名

地方独立行政法人秋田県立病院機構における病院事業のあり方検討支援業務

### 2 履行場所

- (1) 地方独立行政法人秋田県立病院機構  
秋田県秋田市千秋久保田町6番10号
- (2) 秋田県立循環器・脳脊髄センター  
秋田県秋田市千秋久保田町6番10号
- (3) 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター  
秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352

### 3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 業務の目的

本業務は、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「当機構」という。）における各種データ分析を行い、病院事業の今後の中長期的なあり方についての検討を支援するとともに、短期的な収益増加や費用削減に繋がる要因を特定して改善案の提案、支援及び助言を実施することを目的とする。

### 5 実施体制等

- (1) 受託者は、本業務を適切に実施するために、病院のあり方検討支援に関する実績を有すること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するために必要な知識と経験を十分に有する人材を配置すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たって、常に当機構の担当者と十分な連絡を保ち、対応方針について当機構の指示及び承諾を受けるものとする。
- (4) 本業務に関して、契約書及び本仕様書に明示されていない事項であっても、検討に当然に必要となる事項については、当機構の要請に応じて、受託者が誠実に対応すること。
- (5) 受託者は、本業務に関する先進事例の調査及び分析を通じ、本仕様書に記述された内容にとどまらず、当機構に有益な助言や情報提供を積極的に行うこと。
- (6) 本業務の遂行によって生ずる権利は、当機構に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に伴い開催する会議について、協議事項、決定事項、出席者等を記載した議事要約を作成し、当機構に提出すること。
- (8) 受託者は、本業務の進捗状況について、随時、当機構に報告し、その指示を受けること。

と。

(9) 受託者は、本業務の遂行管理を目的として、以下の役割の者を配置すること。

①業務責任者

本業務の管理及び統括等を行う者

②プロジェクトマネージャー

現場において本業務を管理しつつ、本業務に従事する者

(10) 受託者は、当機構が運営する2病院と同規模の病床数又は同様の機能を持つ自治体病院におけるあり方検討支援業務実績を複数有すること。また、過去3年以内に1件以上の当該実績を有すること。

(11) 受託者は、国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のB等級以上に格付けされていること。

(12) 業務責任者は、同様のコンサルティング業務実績を複数有すること。過去3年以内に1件以上の当該実績を有すること。

(13) プロジェクトマネージャーは、医業経営コンサルタント又は同等の資格を有すること。

(14) プロジェクトマネージャーは、プロジェクトマネージャーとして当機構が運営する2病院と同規模の病床数又は同様の機能を持つ自治体病院におけるあり方検討支援及び経営改善に関するコンサルティング業務実績をそれぞれ有する者であること。また、過去3年以内にそれぞれ1件以上の当該実績を有すること。

## 6 業務内容

以下の業務を実施すること。

なお、業務の実施に当たっては、当機構の理念や基本方針を理解し、県の政策医療及び中期目標等と整合性のとれた提案をすること。

### (1) 調査分析

①医療需要・介護需要の推計

将来的な秋田県全体、医療圏別（旧8医療圏）の人口動態を踏まえ、2045年までの医療需要・介護需要を分析し、当機構及び県内医療機関における今後の入院及び外来患者の疾病別医療需要を推計すること。

②周辺競合調査

DPC公表データ等に基づき、当機構と同一医療圏内における競合医療機関との比較分析を行うこと。

③政策動向等調査

国や自治体の政策動向を調査し、当機構を取り巻く社会環境の変化に応じた今後の課題を明確にして提示すること。

④経営状況分析

財務諸表、各種経営指標等の直近3期の時系列分析を行うこと。

⑤診療統計分析

疾患別患者数、診療単価、平均在院日数、手術件数等に関する診療統計分析を行うこと。

⑥主要課題に対する詳細分析

主要課題を抽出して詳細分析を行うこと。

⑦機構幹部職員および設立団体幹部職員へのヒアリング等

理事長、病院長、部長等の幹部職員及び設立団体である県幹部職員へのヒアリングを実施し、課題の抽出や経営方針等の把握を行うこと。

⑧その他

上記項目以外で目的を達成するために効果的であると認められるものは、追加で実施すること。

(2) 今後のあり方検討支援

①病院機能・規模の検討、検証

当機構が運営する2病院の現状分析（各部門の職員数、保有資産、医療体制、患者受療動向、経営状況等）に必要な情報収集、SWOT分析、課題の抽出・整理等を行い、地域における将来の医療ニーズに基づいた当機構の将来的な病院機能・規模について提案すること。

②運営形態等の検討、地域医療連携推進法人の有用性の検証

①の現状分析を踏まえ、将来的な運営形態等や地域医療連携推進法人の有用性について検討・検証を行い提案すること。

③今後のあり方検討報告書の策定

6（1）並びに（2）①及び②の分析等を踏まえ、当機構に求められる機能及び役割を担うための具体的な方向性を示す「今後のあり方検討報告書」を策定すること。

④その他

上記項目以外で目的を達成するために効果的であると認められるものは、追加で実施すること。

(3) 短期的な課題解決支援

①施設基準・加算等の検証

当機構が運営する2病院における施設基準・加算等の検証を行い、収益向上の可能性について提案すること。

②コスト分析

当機構が運営する2病院におけるコスト分析を行い、費用節減の可能性について提案すること。

③その他

上記項目以外で目的を達成するために効果的であると認められるものは、追加で実施すること。

(4) その他

上記項目以外で目的を達成するために必要であると認められるものは、追加で実施

すること。

## 7 成果品

- (1) 今後のあり方検討報告書
- (2) 短期的な課題解決支援の資料等一式
- (3) 上記(1)及び(2)のデータを記録した電子媒体一式

## 8 その他

- (1) 本業務の履行に必要な旅費、機材、消耗品等はすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務の履行にあたり、成果物に関する一切の権利は、当機構に帰属するものとする。  
また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、当機構の承諾を必要とする。
- (3) 本業務について、当機構が提供した情報及び本業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、この業務委託の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (5) その他本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、当機構と受託者で協議の上、決定するものとする。